

第6回武蔵野市三計画総合策定委員会 議事録

開催日時：平成15年2月14日
開催場所：武蔵野市役所 8階 802会議室
出席委員：16名（欠席委員1名）
傍聴者：6名

1. 開会

2. 配布資料説明

【長澤介護保険課長】 資料の確認をさせていただきたいと思います。委員の皆様方には事前に「武蔵野市福祉三計画答申（案）」を送付させていただいております。なお、表題につきましては、前回までは「武蔵野市三計画答申（案）」となっておりますが、今回「福祉三計画」とさせていただいております。また、本日の追加資料としまして、資料2「各サービスの供給確保策」を配付させていただいております。以上ご確認をいただければと思いますが、もし資料等ございませんでしたら、事務局のほうまでお申し出いただければと存じます。

3. 議事

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・障害者計画について

【丸山委員長】 皆さん、こんばんは。長らく続けてまいりました委員会ですが、本日で最後の委員会となりました。言い足りないこともたくさんあったと思いますので、短い時間ではありますが、言い足りないことがないように忌憚ないご意見を、お願いしたいと思います。

それでは、今日の予定では最終答申案について議論をしていただくわけでありまして、前回、私の不手際で障害者計画についての議論ができませんでしたので、最初に障害者計画の議論から入らせていただきまして、その後、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、最後に共通課題について議論したいと考えております。

最初に、答申案について障害者計画からご説明を願って議論に入りたいと思います。6時30分ぐらいをめどに障害者計画のほうを終わらせたいと思います。では、ご説明をお願いします。

【青山障害者福祉課長】 資料1「武蔵野市福祉三計画答申（案）」第4部武蔵野市障

害者計画

資料2 各サービスの供給確保策

【丸山委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、事前にお読みいただいたと思いますので、ご意見をお願いいたします。これまで出てきたものも含めまして、繰り返しでも結構でございますので、ここに書かれているものについて、さらに追加すべきものや変更すべきものがございましたらお願いします。

【安藤委員】 116ページの「地域生活支援システムの構築」というところですが、「生活支援センターの整備」と書いてあります。これは、専門職の配置が必要なのではないかという議論をしたことがあったかと思います。私は、生活支援センターを整備することと、あわせてそこにコーディネーターを配置するというアイデアが必要なのじゃないかと考えております。それは含まれているということなのかもしれませんが、全体を通して一貫した支援をするという意味では、コーディネーターの存在を明確にしたほうがいいのではないかと思います。したがって、説明のところに「コーディネーターを配置し」というようなことを一言入れる必要があるのではないかと思います。

【丸山委員長】 当然、センターの機能としては、それがいかなかったら機能しないと。

【安藤委員】 センターの機能としてそれが一番中心になりますね。

【丸山委員長】 わかりました。

【安藤委員】 あと、「整備目標値」のところに「自立生活支援センター」と、こちらには「自立」という言葉が入っておりますが、「相談と生活支援」で「自立生活支援センター事業等」と書いてありますが、これは要らないのではないかと思います。後でご説明いただければと思います。こちらのほうは「自立生活」となっています。

【丸山委員長】 前は、「生活支援センター」と言っていますね。

【安藤委員】 前のほうはね。

【丸山委員長】 つまり、生活支援センターのことですね。

【青山障害者福祉課長】 すみません。これは「自立」をとります。

【安藤委員】 平成19年度の目標は3カ所となっておりますが、これは1カ所増やすという意味ですね。

【青山障害者福祉課長】 そうです。

【安藤委員】 生活支援のシステムをつくる、まあ、ネットワーク化を図るとか、ケア

マネジメントを行うとか、いろんなことがその前に書かれていますので、それらを総括して「生活支援システムの構築」という言葉が、この事業の内容でしょうか。これを大きな題として入れていただいたほうがいいのではないかと思います。「生活支援システムの構築」ということで包括的にくくっていただくのがよいのではないかと思います。

【丸山委員長】 19年度の目標として構築をするという意味ですね。

【安藤委員】 そうですね。

【丸山委員長】 趣旨を明確に言ったほうがいいと。

【安藤委員】 はい。3つ目の意見です。知的障害者更生施設の入所者数が106から120と、14人増えています。入所施設の問題については、現実にそのことを緊急に必要とされている方がいらっしゃるということで、これは待機者の数を足されたのでしょうか。そこを、明確に教えていただきたいのですが、前回の障害者計画にはこういう項目はなかったかと思います。これは行政の通常の仕事の中で今までもおやりになっていたことだと思いますが、ここで特に強調されたいのは何なのかということをお尋ねしたいと思います。

国の新障害者長期計画では、真に必要なものにすると入所施設のことを書いています。私は入所施設が必要ではないと言っているわけではないのですが、個人的な意見で言えば、いろいろなタイプのグループホームをつくって、そこで暮らせるようにすることのほうに、大きな集団で暮らす入所施設よりも意味も見出す。

それから、4つ目の意見ですが、「住まいの確保・グループホーム」とありまして、こちらのほうは12人が23人ということで11人しか増えていないのですが、目標値としては寂しい数字です。身体の方も、知的の方も、精神の方も含めて、平成13年度までの実績が12人ですから、これから5年間で11人が目標では、寂しいのではないのでしょうか。前回の障害者計画では平成14年度までに20人と書いています。もちろんそれは実現できないわけですが、知的も、精神も、身体の方も、当然複数つくっていただいて、その中で、地域で暮らす道筋を見つけていくことが私は理にかなっていると思いますが、それが4つ目の意見です。もっと数字を増やすべきではないかということです。

【丸山委員長】 具体的にありますか。

【安藤委員】 1年に1カ所ずつぐらいは増やしていただいたらよいかと思います。それから5つ目は、「推進体制の整備」です。まず1つは、市民意見交換会のときにも意見がありましたが、いろんな団体から計画策定に関わりたいという意見がありました。私

は、障害の当事者が入っていることが大事だ、精神も身体も知的の方も当事者が入っていることが大事だと思います。それともう一つは、単にやりますということだけではなくて、例えば年何回やります、必ず毎年やりますとか、そういうことが必要ではないでしょうか。それが広く市民に情報提供して意見を吸い上げる道ではないかなと思います。

【丸山委員長】 今5つ出されましたが、そのほかの委員の方で、今のご意見をサポートするような意見か、それに関連するご意見ありますか。

なければ、今言った5点はそのままご提案どおりよろしいですか。

【青山障害者福祉課長】 まず「自立」につきましては削除し、「生活支援センター」ということで統一します。

それから、専門職の配置、要するにコーディネーターの配置といいますが、生活支援センターにコーディネーター等の専門職がないということはありません。これはあえて記述する必要性はないだろうと考えました。当然そういうことが含んだ形のセンターであると考えますので、これは要らないと思っています。

それから、知的障害者の更生施設の入所枠確保ということですが、これは前回も含んで書いてございます。それで、基本的な問題として、これは別に待機者のことではありません。実際はもっと待機者はいます。ただ、その中で、どうしても在宅でできないものについては、毎年、待機の中でも3カ月の緊急一時保護でたらい回しにされている方は何人かいます。そういう方について、ある程度優先的に入れなきゃいけないのではないかなという形になっております。ですから、この14人の枠につきましては、例えば平成13年につきましては5床、平成14年は2床という形で、新しくできたところにもベッドを確保するというようなことも含めまして、すべてが必ずしも入所枠を確保するという意味ではございませんので、このぐらいの入所の必要性は出てくるのではないかなというようにここで書いてあるということです。特にこれは強調してということではなくて、そういう人がいるということです。

それから、グループホームの毎年1つというのは、そういうものも必要ではあるだろうと思いますけれども、基本的に平成19年度目標値をつくった場合について、市の財政がどの程度負担するかどうか、そういうものも加味しながら考えていかないと、やみくもに必要なだから作るとなると、財政上の問題も出てきますので、全体の中でこういう数値目標になってくるのかなというようにここで書いてあるわけです。

それから、推進体制の中で推進協議会が現在あって、年2回会議をやっております。確

かに今言われたように関係する団体、施設関係の方とか、障害者団体の方もいらっしゃると思いますが、そういうものも考え直しながらやっていかなければいけないのではないかなと思います。推進協議会の中でも障害者、当事者が入っていないということではありませんし、家族の方も入っています。ただ、そのメンバーがもう少しかわったほうがいいということになれば、それは検討しなければならないだろうとは思っております。

【安藤委員】 コーディネーター事業は、東京都の場合は、例えば療育療育等支援事業などは4カ所しかやっていないわけですが、それはどういう事情かわかりませんが、武蔵野市でも、そういう意味での国の政策に盛られているようなコーディネーター事業をやるという姿勢でコーディネーターというのを改めて位置づけていただいたほうがいいのじゃないかと思って私は発言したのです。

【丸山委員長】 いや、当然だとおっしゃっていますけど。だから、当然なら、当然に書いたほうがいいかもしれない。いるのが当然だというふうに言っているわけですから。

【安藤委員】 それは国の政策としてもそうですから。

【丸山委員長】 だから、当然いるというのが前提だというふうにおっしゃっているわけですから、明確に書いたらどうですか。

【安藤委員】 じゃ、それは後でお答えいただきたいと思います。

それから、グループホームのことですけれども、東京都が障害者地域生活支援緊急3カ年プランというのを平成15年度から17年度まで出していますね。その中で、生活寮と言っています。3年間で1,030人増やす計画ですが、303カ所あるのを558カ所に増やすと、255カ所増やすと言っています。これは3年ですから、3で割ると1年に85カ所ぐらいつくろうというのが東京都が言っているわけですね。そういうことからいうと、そのうちのいくつかを武蔵野市につくるということは当然のことではないのかなと思いますので、1年に1カ所よりも、23区あるいは多摩の市の中でどういうふうになるかわかりませんが、3年間で1,030人増やしたいと東京都は緊急3カ年プランで言っているわけですから、そのことぐらいは意識して、知的障害者の分でそうなのだから、精神・身体の人も入れたら数としてはもっと大きくなるのじゃないかと思えますし、そのようにすべきではないかと思えます。

【丸山委員長】 数を言わずに、もう少し明確にするような書き方はないですか。

月村さん、どうですか。

【月村委員】 明確には、私、言えませんが、この間、この計画の中ではっきりしてい

ることは、地域を選べるように施策が変わっていく。その前提条件は何かといたら量的な確保であるということ。それと、99ページの「障害者計画の策定にあたって」の四角の最後に、これはどこの項目にも書いてありますけれども、「ともに住み慣れた地域で生活するための在宅福祉施策」。そうすると、さっきの安藤委員の発言じゃないですけども、選べるといたら入所施設しかないのですよ。だから、それを「住み慣れた地域で」という次の選択肢としてグループホームが考えられてきた。ですから、これを拡充していかうということですよ。

もちろん条件によってどうしても入所施設を選択せざるを得ない人もいます。けれども、実際にグループホームでどういう生活で、どういうふうな見通しが立つのかというのは、これまでは全くわからないわけですね。だから、そこをお願いするというか、活用する障害を持っている人も親御さんも前提がないわけですから、もう一方で、体験型生活寮というのが出てくるわけですね。そことリンクさせてグループホームを考えていかないと、いつまでたっても入所施設になってしまいます。それが前回でも話がなりましたよね。ノーマライゼーションと入所施設の整合性の問題という、そこを意識しない限り、グループホームが地域の中にできてこないと思います。

したがって、何回も言いましたけれども、きょうは最後ですからあえてしつこく言いたいという委員長の発言がございましたので、116ページの「体験型グループホーム整備の検討」で「ミドルステイ」というのは削除すべきだ。体験型生活寮とミドルステイは性格が全く違うものだととらえなきゃいけないだろうなと思いますね。それで、安藤委員の言うところの5年で考えたときに、確かに11人というのは少ないよなというふうなことが1つ。

それともう一つが、これはグループホームじゃなくて、127ページの「住まいや働く場と活動の場の確保」が、5年間で約90人ですよ。1年で15人。これをコストで見ると、ものすごい費用がかかると私は思っています。

そのことと関連して、121ページに「障害者人材センター設置の検討」がありますね。確かに不況で、いろいろ難しい局面がありますが、武蔵野で障害を持っている人の一般雇用に対する支援・援助が非常に欠けている。具体的にはほとんどそういう機関がないというところでは、確かに数からいくと90人ですが、それをそのままそっくりただ活動の場、小規模作業所、通所授産施設ということではなくて、同時に一般雇用という角度から考えたときに、人材センター設置の検討よりももっと踏み込めないかなと思います。

【丸山委員長】 「検討」は前から書いていたのですね。

【月村委員】 書いてありましたね。

【丸山委員長】 だから、それを何年間かやらなかったということだったのですけどね。

【月村委員】 いや、書いてなかったですね。そのことが1つです。

それと、ごめんなさい。前後してしまいますが、今日出された供給確保策の中で、細かい字句の問題ですが、(6)「知的障害者更生施設」、これは入所更生施設とはっきりさせたほうがいいのではないですか。ほかのところは「通所授産施設」と書いていますよね。「入所更生施設」という形で文章表現をしたほうが、はっきりわかりやすいと思いますが。

【丸山委員長】 いろいろとおっしゃったので、皆さん、わかりにくいかもしれませんが、そうすると、グループホームのところの書き方を何か工夫ができますか。つまり、グループホームをもっと充実させるという趣旨の……。

【月村委員】 116ページにはそう書いてあります。「グループホームの充実」と。

【丸山委員長】 「充実」と書いてあるけれども、目標値のほうは充実になっていないということでしょう。ただ、数字は財政面から言えないから、もう少し充実する目標になるようなものはありませんか。例えば障害別にすべてつくるとか。

精神のほうはグループホームがありませんよね。それは必要だと言っていましたよね。ですから、すべての障害にグループホームを設置するというような趣旨はどうでしょうか。

【安藤委員】 それも必要といえば必要ですね。でも、数字というのは難しいですね。

【丸山委員長】 では、そういうことを検討していただくことにしましょう。よろしいですか。

それから、ミドルステイのようなものはやめると。

【月村委員】 やめるといふのじゃなくて、ここには入れない。

【丸山委員長】 書くことはないだろうと。これも検討していただくことにします。

そのほか、どうでしょうか。

【原田委員】 関連してですが、私も、更生施設のところで、ぜひ検討していただきたい部分ですが、以前から入所されている方の中には、例えば今入らなきゃいけないという緊急性の高い方よりも地域での生活できる可能性が高い方がいらっしゃると思います。そういう方が地域に戻れるという意味で、もちろん今までもそういった検討はされていると思いますが、少し強調した事業として、いくつかのものをうまく組み合わせてやれるといいかなと思います。今の体験型にしてもそうですし、通常のグループホームもそうですし、

そういうものが一つの流れの中で運用されるというのでしょうか、入所している方が地域に戻ってきやすいシステム。それで、地域ではちょっと難しいという人が一時的にそういう入所施設を利用すると。その辺がばらばらではなくて、つながった形で、仕組みとして事業が行われるといいのではないかなと思っています。

名称としてどういう名称が適当かわかりませんが、「地域生活促進事業」とか、そういう名前になるかわかりませんが、もしそういう機能を生活支援センターの中で考えていच्छるようでしたら、明記していただけるといいと思っています。

【丸山委員長】 そうすると、今のは生活支援システム構築の中でももう少し明確にすればいいですか。

【原田委員】 そうですね。明記すると。要するに入所施設で暮らしていて、地域で生活できる可能性のある方を、とにかく戻すことを明記するということですね。そうすれば、そのあいたところに、武蔵野市として確保しないといけないのかもしれませんが、緊急の方が入所できる可能性があるので、あえて入所枠を広げようというところにお金をかけなくてもいいのではないかと。その浮いた分をグループホームにかければいいのではないかなと思うわけです。

【丸山委員長】 そういうことを含んで生活支援システムだと、そういう理解でいいでしょうかね。それで、そのこのところにもう少し今のような趣旨を入れ込むということを検討していただくことにします。

【秋田委員】 今日いただいた資料の中に、(7)で「住まいの確保」となっておりますよね。これを見ますと、「障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、社会福祉法人などと協力して、グループホームを整備します。」と書いてありますが、これは、数値目標の中には、別問題なののでしょうか、入っているのでしょうか。これと、こっこの体験型とかグループホームの充実とか、こう見ておりますと、あえてまた入れてあるということは、どういうことなのかお伺いしたいと思います。

【青山障害者福祉課長】 資料2は、整備目標に対して、どうやって確保するのかという考え方です。例えば市がすべてやりますよというのも一つの考え方ですが、なかなかそうはいかないので、例えばホームヘルパーのように介護保険でやっている事業者の方が、障害者のほうに参入することによってホームヘルパーの供給が増えるということがあります。それと同じように社会福祉法人なりNPOの団体の方が、そういうものを経営していく。それに対してある程度市のほうで助成していくという考え方で確保しますということ

を言っているだけです。ですから、もちろん整備目標値と連動はしているわけです。

【丸山委員長】 そうすると、VI「整備目標値」は1、2、3とあります。1、2のほうは数値を挙げていて、3は確保策を挙げています。だから、グループホームは2にも出てくるし、後ろにも出てくるので、それはちゃんと整合性あるような書き方に、わかるようにしていただくことにしましょうか。

【秋田委員】 それと、先ほどから言っていました「体験型グループホーム整備の検討」となっていますね。これもやはり数値目標の中には入っているのですか。それから、この下に「障害者用住宅の確保の推進」となっていますね。そのところの兼ね合いというのですか、これもやはりグループホーム的なというか、別な問題で扱っているのでしょうか。

【青山障害者福祉課長】 グループホームと障害者用住宅の確保の推進とは、中身は別です。住宅の確保は、例えば都営住宅だとか整備公団が建て替えたりする場合についての確保策ですから、グループホームとは別のものです。ですから、数値目標の中には障害者住宅確保の推進の数値目標は入っていません。

【秋田委員】 体験型というのは？

【青山障害者福祉課長】 体験型グループホームの中には、例えば来年度計画しているということではなくて、5年間で、そういうものも含めていきたいと思っております。ただ、それを体験型にするのかどうなのかということについては、今の段階では明確に答えられません。

【秋田委員】 それでいきますと、国も都もグループホームを推進しているわりには、安藤委員がおっしゃったように数値目標はすごく低いのではないかと思います。

【丸山委員長】 数値目標を上げて書いたほうがいいというご意見ですね。

【秋田委員】 上げて書いたほうがよろしいのではないかと思います。

【丸山委員長】 先程と関連して、もう一度より適切なというか、より希望に沿った書き方ができるのかどうか検討していただくことにします。

急いで申しわけありませんが、そのほかにありますか。

【安部委員】 100ページをご覧いただきたいのですが、重大な問題ではありませんけど、1つは、一番上の統計表が4月から12月になっていますね。ところが、その他のものは全部13年度実績になっています。だから、新しい数字が入っているという点では一つの意味があるけれども、その他がほとんど13年度実績ですから、今後、例えば前年

対比をすると何かいろいろ考えたときに、4月から12月というのはちょっと半端な期間ではないかと思います。

それからもう一つは、先程、「障害のある方」という表現をするというお話でしたが、100ページの一番おしまいの「精神障害者」とか、あるいは101ページのおしまいかから5行目の「精神障害者」とか、これは専門用語だからそういう表現をしないでいくと、こういうことでしょうか。

【丸山委員長】 非常に当然のことだと思います。数字の件は、おそらく出せる数字を出しているのだと思うので。

【青山障害者福祉課長】 数字の件につきましては、精神障害者の相談件数というのは、平成14年4月から東京都から事務が移管されたということで、13年度以前は数値を持っていません。そういう意味で、こちらのほうにも精神障害者の事務が東京都より委譲されたということを99ページに書いていますので、それに関連して、今年度につきましては4月から12月までこれだけということですと掲げました。

それから、一般的に障害者という場合は、「障害のある方」と表現しております。ただ、精神障害者や視覚障害者、知的障害者等、特定の部位に障害がある方についてのサービスについては、あえて視覚障害者とか知的障害者、あるいは精神障害者という形で表記しています。障害のある人と、具体的に部位を示した障害者に関しては、そういう分け方で記述しているということでございます。

【丸山委員長】 「障害者」という言い方を、あまり切れたような言い方でしないでということは国も全部やっております、障害のある人ない人という形でやっているの、ぜひそういう呼称に直したかったのですが、個別の障害について言及するときに「聴覚障害のある人」「精神障害のある人」というのはうまくなじまないことだったので、種別の障害に関しては何とか者という名前で使っていると、こういうことです。ご意見もあれば、どうでしょうか。

【安部委員】 何か半端な議論のような気がしないでもないね。

【丸山委員長】 そうですね。

【安部委員】 片方は法律概念であるとか、あるいは専門的な概念だとかいうなら説得力があるけれども、表現上のニュアンスの問題と今の問題とはちょっと違うような気がします。だけど、それは世の中一般にそうなれば、またそうなるでしょうから、とりあえずは、皆さんがよければ別に構いません。

【丸山委員長】 障害者計画に関して、その他ございますでしょうか。

【安達委員】 先ほどから幾つか意見は出されていますが、特に施設関係の名称といいますかね。例えば「グループホームの充実」とありますね。116ページの説明書きでは「身体、知的、精神障害者が地域で自立した生活する場を充実する。」要するにこの中で24時間生活するのか、昼間行って生活するのか、これは関係者だとか当事者は当然わかりますが、そうでない市民から見たときに、これはどういう機能を持った形態の施設なり建物なりを考えているのか、おそらくわからないだろうと思います。それから「体験型グループホーム整備の検討」、これはここにいる人でもわからないかもしれないですね。

だから、一般市民の方が武蔵野市の障害者施策は何をやっているのかがボンとわかるような、もう少しわかりやすい書き方なり説明をしていかないと、わかる人だけが議論してでき上がってきた計画だみたいな、そんな感じを受けられるとよくないなという感じがします。特に障害者の場合には、さっきも出ましたけれども、障害者更生援護施設といっても、入所もあれば通所もある。法律上ややこしい、ひっくるめたような形での呼称をしていますから、一般市民から見たときに、それがどういう性格の施設で、何をするとところかなかなかわかりにくいというところがありますから、特にその辺は、この計画では気をつける必要があるのではないかという感じが非常にしました。

【丸山委員長】 大変いいご指摘だと思います。最後に直す段階で、できるだけわかる表現にしていきたいと思います。そのほか、いかがでしょうか。

それでは、次に高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の答申案について議論をしたいわけですが、最初に、最終案の説明をお願いいたします。

【江幡高齢者福祉課長】 資料1「武蔵野市福祉三計画答申（案）」第2部武蔵野市高齢者保健福祉計画

【長澤介護保険課長】 資料1「武蔵野市福祉三計画答申（案）」第3部武蔵野市介護保険事業計画

【天野副委員長】 それでは、今ご説明いただきました高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画につきましてご意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

【安部委員】 意見というよりも質問みたいになりますが、84ページの現行の介護報酬体系での表がございしますが、そこで、「居宅サービス総費用」を項、その下を目とすれば、その次に全然項のない「居宅介護支援」「福祉用具購入」「住宅改修」というところがありますが、これは何か項を設けられるのでしょうか。それとも、これそのものが項な

のでしょうか。その次の85ページも同じですね。これはどうなのでしょう。

【天野副委員長】 いかがでしょうか。

【長澤介護保険課長】 「居宅サービス総費用」というのは、利用者が1割の自己負担を生じるものでございます。下の「居宅介護支援」というのは、いわゆるケアマネジャーに対する費用で、これは自己負担がございません。それから福祉用具、住宅改修につきましては上限額が決まっております、そういった意味では他のサービスと若干意味合いが違うということで、項として整理できるか……。

【笹井介護保険課長補佐】 86ページの費用推計の表と対比をしていただければと思います。居宅サービスの総費用として上のほうにくくっております「訪問介護」から「特定施設入所者生活介護」までにつきましては、86ページの「標準給付費見込額」の「居宅サービス標準給付額」と対応することになっていまして、ご指摘いただきました居宅介護支援というのは、いわゆる10割給付、自己負担のないものでございます。それから、福祉用具購入と住宅改修につきましては、それぞれ償還払いによる給付ということになっていまして、いわゆる居宅サービスの1割負担をいただく標準的な居宅サービスと違って、10割給付あるいは償還払い給付となるもので、総体としては居宅サービスと同じですが、費用計算上、係数計算が変わってきていますので、独立したものとしました。

【安部委員】 要するに私が申し上げているのは、今のようなことではなくて、作表上これでいいかという単純なことです。

【長澤介護保険課長】 ですから、そういった意味では項として起こすのは非常に難しい項目にはなっております。

【天野副委員長】 ここで、ここの表に線を入れる必要があるのですか。

【安部委員】 項のところに線を入れる必要があるかということと、目のほうに線を入れることが必要かということと、2つあるでしょう。だから、目は線を残すが項はカットするとか、その2つの選択があるのじゃないですか。

【安達委員】 説明はわかりましたけど、84ページのほうは現行の介護報酬体系です。介護報酬体系というのは、福祉用具購入も住宅改築も皆、居宅サービスの体系の中に入りますね。ところが、86ページは積算の基礎でやっているものですから、これと整合性を合わせる必要はないと思います。だから、84ページの場合には、さっき副委員長が言われたように真ん中のこの線は要らなくて、あえて順番を考えるのであれば、一番下に居宅介護支援サービスを持っていけば、それで終わるのではないかという感じがいたします。

【天野副委員長】 事務局、いかがでございましょうか。

【長澤介護保険課長】 それでは、わかりやすく工夫をさせていただきます。

【天野副委員長】 よろしく願いいたします。

そのほかにご意見はございますでしょうか。

【原 委員】 基本的なというか、あまり大きいところには影響しませんが、表現で「立ち上げる」という言葉が何度も出てきますが、これはよく使われますけれども、辞書でも今使っているような意味ではありません。ですから、言葉はきちんと「設置」とか「発足」とか、その場にふさわしい言葉に入れかえていただきたいというのが1つあります。

【天野副委員長】 「立ち上げ」という言葉は具体的にどの辺に挙がっていますか。

【原 委員】 15ページからです。15ページにあって、46ページにもあって、もう1カ所どこかにあったのですが、また後で見つかったら指摘します。

それから、高齢者保健福祉計画の中で、そういう意味でひっかかった言葉がいくつかありまして、25ページの1.「基本理念」のところ、「一人ひとりの高齢者が個人としての尊厳を保ち、」は、「一人ひとり」があれば「高齢者の尊厳を保ち、」でいいのではないかということがひっかかりました。

それから、この二重丸印の2番目の「長寿を喜べる社会を展望します。」と言いますが、展望というのは眺めることであって、もっとこれは意志的な方向性があるはずなので、「目指す」とか「実現する」とか「保障する」とか、その程度はおありと思いますので、そういう表現にしていっていただけないかと思いました。

二重表現に当たるのが、26ページの(3)の「住み慣れた町でいつまでも暮らし続けられる」、こういうのもひっかかります。「いつまでも」だったら「暮らせるように」でいいし、「住み慣れた町で暮らし続けられるように」でもいいと思うので、この辺も整理していただきたいと思います。

それから、同じところで「高齢者の身体状況の変化に対応した多様な住まいの施策」とありますが、「住まいを提供する」という表現のほうがわかりやすいと思います。

それと次のページの(5)ですが、「痴呆性高齢者の発現予防を図る」というのがわかりにくいので、もう少し言葉を工夫していただきたいということと、(7)ですが、ここは非常に長くなりますので、1行目は「質の向上を図ります。」で終わらせて、行を改めて地域福祉を支える市民参加について述べ、「あわせて、」のところもまた行を変えてい

いただいたほうが、何をやるかということが明確になって良いのではないかと思います。

それから37ページです。相談協力員というのが出てきますので、傾聴ボランティアについて注記がありますので、この相談協力員もできましたら注記をつけていただきたいと思います。どういう方を対象にして養成するかというようなことです。

【天野副委員長】 今のご指摘は、文章の中の表現が、できれば具体性を持ったような表現にさせていただくということと、ここで言いたいことの項目をはっきりと分けられるものは分けるように行を変えていただきたいというようなこと、それから、先ほどの注記をつけていただきたい、どういう方のことを言っているのか注記をつけていただくということで、これについて事務局はよろしゅうございますでしょうか。

【江幡高齢者福祉課長】 はい、結構でございます。

【天野副委員長】 よろしく願いいたします。

その他に何かございますか。介護保険事業計画のほうではいかがでしょうか。

【安達委員】 最後ですから、細かいことも含めまして、気がついたところを申し上げます。17ページの1番目の、これは前回も大嶋委員が指摘されたのですが、PHSについての脚注はどうなっているのでしょうか。やっぱり必要じゃないかなという感じがします。

それから37ページの、原委員から今、相談協力員についても脚注をつけるという話があったのは、そのほうがわかりやすいだろうと思います。この配置というのは、どこに配置するのかこれを読んでもわかりませんね。それが1つ。

それから、91ページの6.「保健福祉事業・介護予防策」というのがありますが、この最後のところ、ちょっと意味がわかりにくいのは、「高齢者実態調査では、在宅介護を継続するための条件として、『介護者の健康維持』『介護者の身体的・精神的負担の軽減』が約3割となっていることから、」の次に、「保健福祉事業を実施します。」と書かれていますが、保健福祉事業は既に実施しているので、保健福祉事業を充実するとか何とかそういう意味なのか、ちょっとわかりにくいなという感じがしました。

それから、42ページ、目標値のところ、新しいほうでは緊急通報と徘徊探知をとりましたということですが、これはとる理由があったのかどうか、その辺がわかればありがたいと思います。

【天野副委員長】 それではお願いいたします。

【長澤介護保険課長】 91ページの保健福祉事業につきましては、文言についてもう

一度精査して、わかりやすい表現に改めたいと思います。

【江幡高齢者福祉課長】 高齢者保健福祉計画の部分で、原委員、安達委員からご指摘の点は、文言等については整理いたしますが、PHSと相談協力員につきましては抜けていましたので、改めて脚注につけたいと思います。

それから、相談協力員をどういうところへ配置するのか、あるいは内容はどうかということでございますけれども、現在、事務局で整理しておりますことは、介護する家族や地域の実情を把握している民生委員の方々、あるいは老人クラブのクラブ員の方々等を委嘱して、在宅介護支援センターの運営にご協力いただくということで、地域の要援護、あるいは要介護でもいいかもしれませんけれども、高齢者などにいろんな保健福祉サービスの紹介、その活用の啓発を行うことがメインでございます。在宅介護支援センターでやっております相談協力員をもう少し幅を広くしたもので考えておりますので、その辺を整理いたしまして、脚注とともに文言も整理いたしたいと思います。

それから、先ほどのテンミリオンハウスとレモンキャブを記載し、徘徊探知器等を削除している理由は特にございません。ただ、行数が上回るかなということでございますけれども、安達委員のご意見を十分に生かした形でこれから考えていきたいと思っております。

【天野副委員長】 ありがとうございます。

【原 委員】 すみません。さっきの落としがありまして、恐れ入ります。

9ページの4.「人材育成」のところですが、四角印の最後の段ですが、「社会的資源を活用しながら人材育成を図ると同時に、学校教育においても」というところは、別のことではないかと思うので、これも「学校教育においても」から1つ四角を増やして独立させるべきではないかと思いましたが、いかがでしょうかということです。それから17ページの8ですが、「見直しが必要な高齢者施策」の「敬老事業の見直しを行い、平成12年度から敬老金を廃止しました。このことにより、新たに世代間交流事業として、」とありますので、以下は財源的に全くイコールということでしょうか。確認をさせていただきます。

【天野副委員長】 お願いいたします。

【江幡高齢者福祉課長】 9ページにつきましては共通課題ということで、また後にご議論いただきたいと存じますが、17ページにつきましては、「敬老事業の見直しを行い、」という段でございますけれども、そのほか各種の事業がございますけれども、代表的なものとしてこういうものがあるということをご理解いただきたいと存じます。

【天野副委員長】 今のご説明でよろしいですか。

【原 委員】 わざわざ「このことにより、」と書かなくてもいいと思います。

【天野副委員長】 「このことにより、」というのはなくてもよろしいんですね。

【江幡高齢者福祉課長】 原委員のご指摘のとおり、「このことにより、」ということは削除いたしたいと存じます。

【天野副委員長】 そのほかに。

【小平委員】 86ページ、また保険料かというお話ですが、前回よりは、保険料算定基礎の報酬単価が決まったので、はっきり計算し直したらこうなりますという数字をお書きになったことはわかります。ですが、第2期事業計画期間に取り崩す準備基金を、1億5,000万円から1億7,000万円に2,000万円増やしています。これは14年度の見込みが単純に2,000万円多かったから変えただけと、読めるんですけども、保険料全体といたしまして、初めから武蔵野市はこれだけどうしても必要だから、上げざるを得ないから、そこの数字に3年間に行政として赤字にならないように、余裕を見過ぎてやっているのではないかという疑いがどうしても解けません。このところを何とかまいぐあいに説明できないでしょうか。これは事務局にお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、何回もサービス評価につきましては高齢者保健福祉計画のほうでも出てまいりましたし、14ページにも書いてあります。脚注も出てきました。ですが、93ページにありますところのサービス評価の推進に関連しまして情報フィードバックのところでありますけど、「事業者情報」と書いてあります。どうしても事業者だけの評価にしか読ません。そこで、前々回ですか、これについては何かいい表現を考えますとおっしゃったのですが、どんな理由があって事業者を外すとかほかの名前に変えないのか、それがどうしてもわからないので教えていただきたいということでもあります。

それと、サービス評価を市民社協に依頼しまして、検討委員会の段階ではなくて、もう既にできていますとおっしゃいました。それだったら、そのメンバーは公表しますとおっしゃっていましたが、今だに出てきません。これはどういうことでしょうか。この3つについてお聞きしたいと思います。

【天野副委員長】 それでは、事務局お願いいたします。

【長澤介護保険課長】 それでは、1点目の取り崩し金についてですが、先ほどかなり早口でご説明したので、ご理解していただけなかったかもしれませんが、前回ご提案した部分につきましては、平成14年度の介護給付費の総額、このうち準備基金から繰入金か

現在の予算の中で7,149万1,000円をそこにもう充てています。今回は、その予算をもとに積立金の残額をお示ししてご提案させていただきました。今回は予算額ではなく、8月から1月までの月額執行率、予算給付費の執行率、これを精査いたしました。そういたしますと、6カ月平均ですが、99.6%です。まだ2、3ヶ月残っていますから、これで完璧かと言われると、利用するかしないかの予測になりますが、見込みとしては、この6カ月分のものを勘案しますと、先ほど言いました7,000万円から8,000万円というような前提が2,000万円ほど、そこで全額執行しませんから、100%にいきませんから、そういった意味では若干の取り崩し金が増えるという想定で取り崩し金を入れましたが、取り崩し金を入れても保険料額は13円ほど上がるということになっております。

それから、2点目の93ページで事業者情報のフィードバックということですが、この前、小平委員からは利用者情報もあるのではないかとのご指摘だったと記憶しております。介護保険課ではサービス相談調整専門員がおりますので、当然、利用者からの情報も入ってきます。A事業者はこういう状況ですよという苦情も入っております。それも含めて事業者の情報になると考えますので、この項については変更しておりません。要するにサービス評価そのものは、利用者がどの事業者を選択するのがいいのかということを知りやすくするための評価だと思っておりますので、そういった意味で、ここでは事業者情報ということで整理をさせていただいております。もし個別具体的なご提案があれば、いただければと存じます。

【江幡高齢者福祉課長】 サービス評価事業につきまして、補足的にご説明申し上げます。基本的には今回の高齢者保健福祉計画に書いてございますが、経過も含めて若干ご説明いたします。

既にご報告済みでございますが、市民社会福祉協議会を評価機関として設置していただき、モデル事業を行っているところでございます。これの根拠は、武蔵野市高齢者福祉総合条例に定めるサービス評価事業ということでございまして、推進委員会は市で設置して、推進体制についてご検討いただくということでやっておりまして、それから、その委員の方々につきまして公表しないということではございません。委員長、この場で委員のお名前を申し上げたほうがよろしいですか。

【天野副委員長】 小平さん、それをお聞きになりたいということですか。

【小平委員】 メンバーを公表できるものだったら、別に資料として配っておけばいい

のではないのでしょうか。この前、たしかそういうふうに申し上げたつもりですが、それが今回、何も入っていないので、お聞きしたいということです。

【江幡高齢者福祉課長】 今、小平委員ご指摘のとおりでございます。もう既に運営しておりますので、委員の方々のお名前については資料としてお配りいたしたいと存じます。

【天野副委員長】 これはいつでも公表できる状態になっているということでございますよね。

【江幡高齢者福祉課長】 公表しておりますので、今日名簿をお持ちしなかったということで、その点は大変申しわけなく思っております。

【天野副委員長】 先ほどの事業者情報、ご説明を聞くとわかりますが、「事業者情報」と書いてありますと事業者側から出している情報だけのように読み取れるので、少し工夫をして、その中には利用者情報も入っていることがわかるようにしていただけたらいいのかなと思います。

【江幡高齢者福祉課長】 事務局も一度その部分について部会長、それから副委員長とご相談して、また考えたいと思います。

【天野副委員長】 よろしく願いいたします。

それでは、2つの計画についてはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、三計画のまとめのほうをお願いいたします。

【長澤介護保険課長】 資料1「武蔵野市福祉三計画答申（案）」第1部福祉三計画総合策定の背景

【原 委員】 これは私のひっかかったところですので、このままでいいというならそれで結構ですが、3ページの「措置としての福祉から、『有償福祉』『契約福祉』の施策を全国にさきがけ実施してきました。」なんです。措置としての福祉から切りかえたわけではなくて並行して行われていたのではないのでしょうか。それが1つ。

それから、四角の3番目のところで「契約制度などの問題点を明らかにし、」という位置が、「この計画がめざすものは、」の後に入ったほうがわかりやすいのではないかと思います。1つです。

それから、5ページの「人口の推移」の2番目のところで、「現在より若干増加し、135,795人」という細かい最後の数字まで出ているのが、見込むという言葉で当たるのかどうか気になりました。

それから、8ページの「総合的生活支援システムの構築」のところですが、この結びが「何とかを目指します」なんです、「具体的には仕組みづくりです」と言い切ったほうがわかりやすいと思いました。

それから、2のところの1番目ですが、「住み慣れた地域で安心して生活するためには、日常のおよび病後においても健康管理や相談などに応じる」というのは、「日常においても病後においても」という言い方のほうが自然な気がします。それから2行目の「かかりつけ医や効果的な病診連携など、」この間に点が入ったほうがわかり易いのではないかと思います。

それから、2.「保健・医療・福祉連携の強化」の3番目の四角のところ、もうちょっと工夫していただきたいと思ったのは、「健康的な生活習慣を身につけることによって、疾病の発症を未然に防ぐ、一次予防に重点を置く『健康日本21』に対応する計画の策定に着手する」と、ものすごく長いので、これは、「疾病の発病を未然に防ぐには、一次予防が必要です」とか「重要です」とかで一度切って、「そこで、一次予防を目的にする」としたほうが、わかりやすくなるのではないのでしょうか。

それと、次のページの「人材育成」の2番目の四角です。「専門性を持った人材の育成や各種サービスのコーディネートができる人材の育成を推進します。」の「推進」のところ、**「推進」という言葉でなく「育成をいたします」とか「目指します」とか**いうことと、「コーディネートができる」というのはちょっと語感が悪いので、「**コーディネートができる**」と自然に言っていたほうがいいのではないかと思います。

それから、Vのところの「立ち上げ」の言葉がここにあります。

以上でございます。

【丸山委員長】 一応全部表現上のことで、趣旨はよろしいですね。

【安部委員】 関連。まず、「人材育成」のところ、原委員がおっしゃったことに全く同感でございます。これはぜひお願いしたいと思って、さらに申し上げたいと思います。

人材育成、これはどこで線引きをするかという問題はありますが、教育論でいえば専門教育と市民教育があるわけで、あるいは一般教育と言ってもいいし、それは武蔵野市民と言ってもいいし、日本国民と言ってもいいし、市民として持つべき資質というか、そういうものを育成するのが市民教育だと思います。専門教育は、ここに言うまさに人材育成と。ところが、それは境目がそんなに簡単に線を引けるわけでもないので、どこで線を引くかという議論はあまり生産的でないと思いますが、少なくとも「人材育成」の最後の2行、

「学校教育においても高齢者、障害者に対する理解を深める教育の推進を図るよう働きかけます。」は5.としてもう一つ設けてもらいたい。

それは、理屈を言いますと、例えば日本障害者リハビリテーション協会の板山さんの場合、「福祉を支える5つの理念」というところに、第1は人権思想に基づく生存権保障の理念だと。第2にリハビリテーションの理念だと。それは、リハビリテーションは医学的・心理的・職業的・社会的な専門理論と技術により人の持つ可能性を開発し、充実していくようにすると。第3番目がノーマライゼーション理念ですと。要するに障害者・高齢者に対する差別感を乗り越えていかなければいけないということだと思います。4番目は個別的な実践理念であると。5番目は当事者主体、ここで言っている自助努力の基本ということだと思います。

それから、一時ここで議論になった地域リハビリテーションの問題も、だから在宅介護という思想、それから地域福祉という概念、地域リハビリテーションという概念、そういうものをずっと追っていくと、狭い意味の社会福祉もしくは福祉サービスに役立つ人というのではなくて、それをベーシックに、あるいは外側からいろんな意味で支える市民の共通理解が必要だと思います。ただ、行政の縦割りということももちろんあると思うので、それを書いたからすぐ実現できるかどうかわかりませんが、これは今回の策定の大きな柱としていくと。というのは、福祉は政治・行政すべての基本目標なわけですから。そういうことを考えると、ぜひ福祉教育を推進する、図るようにするというのを1項目加えていただきたいというのが私のお願いでございます。

その次は、感謝したいことですが、リバースモゲージというのは、数人の人に調べたり、字引も二、三引いたり、社会福祉用語辞典も調べたりしたけれども、リバースモゲージという情報がそのまま出てこないですね。法律英語辞典にリバースモゲージはありました。そして、字引にどう書いてあるかということ、武蔵野市の福祉公社がやったことであると。だから、武蔵野の福祉公社のサービスというのは字引にちゃんと出ているのですね。しかし、これをやめちゃおうということをするのもためられるし、さりとて適訳もわからないし、そうしたら、この下のほうに教養豊かな武蔵野市民向けに、この原語まで入って、大変いい脚注をつけていただいて、これはグッドアイデアだと思いました。

その次は句読点の問題ですけれども、偏見を持ってすれば、典型的なのは8ページのところですね。「保健・医療・福祉の連携の強化」の1行目、「日常のおよび病後においても健康管理や相談などに応じるかかりつけ医や効果的な」、もうほとんど老人は読み切れ

ないと思います。だから、読点というのは呼吸に合わせるのが一番いいのです。けど、こういう公のものは、それだけ気しすると、言っていることが若干誤りになってもしけませんけれども、私はこうしたい。「日常のおよび病後においても、健康管理や相談などに応じる、かかりつけ医や効果的な病診連携など、」その他もずっと見たのですが、これはここで早急にこうしてくださいというのでなくて、武蔵野市のこういう公表的なものをつくる時の文章の作り方についての基準のようなものはあるかもしれないし、なければおつくりいただいてやっていただくといいと思います。

それで、きょう、お土産にならんでしょうが、林修三さんの「法令作成の常識」の中の句読点についての部分と、共同通信社の新聞記者のハンドブックにある句読点のつけ方の2つをお土産に持ってきましたので、置いてまいりたいと思います。

もう一回申し上げますが、福祉教育はぜひお願いしたいと思います。以上です。

【丸山委員長】 どうもありがとうございました。

教育的なところは、ぜひ承ったとおりに努力したいと思います。

最後の市民教育のところですが、私も、この三計画の意義のページは非常に重要なことをたくさん言っているのですが、その中で一つだけわからなかったところがありました。読み返してみますと、「市民の理解と協力を得られるものとするため、」というところがありまして、市民の理解と協力を得るといのは何を言うのかちょっとわからなかったのですが、安部さんのおっしゃった市民教育ということとつながると思って、今、聞いておりました。私も、そういうところをちょっと強調して入れたほうがいいのではないかと思います。

それから、この1ページ目のことは重要なポイントが全部入っていますが、どうも読みにくいですね。だから、ちょっと読みやすいように工夫したほうがいいと思っています。頭に武蔵野のやったことがバンと出てくるので、気持ちはわかりますが、順番など読みやすく変えたほうがいいと思っております。中身はいいのですが、非常に読みにくいというか、すっと入らない感じがしますので、ちょっと工夫したほうがいいのではないかと。

【安部委員】 もう一つは、この目次を見ますと「計画の推進体制」という言葉が出てくるわけですね。ところが、高齢者のほうは「推進体制の整備」と書いてあります。その次に介護保険のほうは「計画の推進体制」と書いてあります。それから、障害者のほうは「推進体制の整備」と書いてあります。だから、同じ意味を別な表現にしたのか、介護のほうはどうしてもこうしなきゃいけないのか、調べてみるといろいろ出てきますので、な

んでしたら校閲委員会でもつくっていただいて。

細かいことですが、「全国にさきがけ実施してきました。」と書いてあります。でも、これはどう考えても「さきがけて」ではないかと思えます。だけど、名詞しかない書かれている大辞典が3つ。それから活用も入ると書かれている辞典が2つあります。だから、どっちでなきゃいかんと言えませんが、大勢は「さきがけ」というのは名詞であって、活用する言葉ではないと考えたほうがいいのかなど思ったり、活用しようと思えば、今度は当然「て」をつけないと整合がつかないわけで、急にこれはどうこうというんじゃないけれども、中を読んでみると、そういう意味では大変気にかかるのがございました。

【丸山委員長】 それぞれ起案者が違うために整合性がないところもあると思えます。そういうところをよく見ていただきましたので、それをあわせてもう一度整合性のあるように書いていただくようにいたしたいと思えます。

それでは、よろしゅうございましょうか。今伺ったことをすべて訂正するようなものを事務局にお願いしたいと思えます。

それでは、これで全体の検討を終わるわけですが、今日は、まだご発言のない方もいらっしゃると思いますので、そのほか全体をもう一度振り返ってご発言をいただきたいと思えます。これで全体の検討を終わらせますが、何か残ったご意見、もしくはぜひ言っておきたいようなことがございましたら、まとめてお願いしたいと思えます。

大嶋委員、いかがですか。

【大嶋委員】 今ご指摘のあった点、申されたとおりに直すというよりも、事務局で何人かで検討して直したほうがいいのかという結論になったら直していただいたらよくないかと思えます。

【丸山委員長】 わかりました。

伊藤委員、いかがでしょうか。

【伊藤委員】 いろいろ聞いていたのですが、今言った文言についても事務局でいろいろやってきたので、その点、もう一度見直してもらおうというようなことでやってもらえばいいと思えます。

【丸山委員長】 そのほか、全体的なことも含めまして、村野さん、いかがでしょうか。

【村野委員】 何回か会を重ねるごとに、非常にわかりやすい方向になってきたなと感じました。

【丸山委員長】 林さん、いかがでしょうか。

【林 委員】 私、職業柄あまり広いことをよく存じ上げていないので、発言する機会はあまりないのですが、正直言って非常に勉強になったというのが一番の感想です。我々、どうしても専門のところしか目が行かないのですが、今、高齢者介護、障害者の方々の今後、我々も専門職としては関連しているのですが、全体的に目を向けられたというのが、委員にさせていただいて勉強になったかなと。自分のことだけで申しわけないのですが、非常に勉強になったと思っております。

【丸山委員長】 鈴木委員、いかがでしょうか。

【鈴木委員】 先ほど、「保健・医療・福祉の連携の強化」というところもあるんですけども、全体として大変な作業をしていただいたなということがありますけれども、障害者の「生活基盤の確立と支援」というところでは、今、私の長男が入っただけでやまびこがいっぱいという話を聞きましたので、そういう面からすると、これからそういう方たちがどうやって地域で暮らしていけるかということも含めると、6年間ある中でたった11人しか増えないというのは、計画としてはやっていないと言わざるを得ないのではないかと。やらないのじゃないかというぐらいにしか考えられないわけですね。どのくらいの年度からこの計画が始まったかということを考えていきますと、そういう面ではもっと拡大していくことが望ましいのではないかと。

極論ですけれども、武蔵野市は、お金は出すけど人は出さないというような意見もちらっと聞くことがありますけれども、実際にはそういうところまで職員の方がいるということで、おそらく市の財政は厳しい状況になるということを含めると、そういう面は厳しいと思いますが、そういうところを充実させるためには、福祉の武蔵野と言われている面から考えると、高齢者・介護保険に比べて、障害者に対する手当ては非常に薄いのではないかと感じます。このページ数を見ましても、障害者計画はたった20ページぐらいしかなくて、ほかので大半を占めているという現状からすると、ノーマライゼーションと言われる世の中を構築していくためには、そこまで踏み込んでいかないといけないのではないかなということを感じました。

ちょっと別な分野の話でやりましたけれども、いろんな面でこれからそちらのほうにもしっかりと力を注いでいくことが、福祉の武蔵野を充実させるための一番大事なポイントではないかなと感じました。以上です。

【丸山委員長】 由井さん、いかがでしょうか。

【由井委員】 私は障害者であって、さらに高齢者です。この4月から支援費という問

題が起きてきまして、今まで私は福祉法人のけやき作業所で作業しておりますけれども、支援費の関係上、人員整理になる可能性が大きいわけです。今までですと、果たして今後何をやっていこうかなと思うことがありますので、121ページに書いてある障害者人材センターの設置、これは早急に実現させてもらいたいと思います。

もう一つ、私、今まで装具屋でしたものですから、装具のこともいろいろと自分で聞いて、人に説明していますけれども、高齢者が装具をつくるときに「あなたは高齢者だから高齢者をお使いなさい」。高齢者のほうへ行ったら、「あなたはまだ高齢者にしては早過ぎるから障害者のほうへ行きなさい」、そういうことがありました。だから、それを一本化するほうがいいのじゃないかなと思いますが、いかがなものでしょう。

【丸山委員長】 ありがとうございます。

それでは、発言はされましたけど、ぜひ最後に発言していただきたいと思いますので、残っている方にもいただきたいと思います。

【月村委員】 1つは、前回の障害者計画をつくったときの末尾に用語説明があります。先程、安達委員さんがおっしゃったように、やっぱり必要かなと思います。なぜかという、先程の発言のように少数派ですね、障害を持っている人たちの問題をやるという意味で。ですから、用語説明が必要かなというのが1つ。

もう一つは、ちっぽけな組織の経営者のはしくれなものですから、計画をつくる。計画のその次が大変気になってしまいます。つまり、この委員会の中で言いましたけれども、数値目標がこういう形だ。財源、コストはどうなるのかというのも大変気になるところが1つ。それともう一つは、今の障害者福祉課、高齢者福祉課、介護保険課の前に、福祉サービス課、福祉計画課という組織が役所の中にあった。今回のこれを見てサービスの総合化というようになって計画を進めていくと、またそこに機構改革がされていくのかなという、これは質問でも何でもないのですけれども、計画の先々のことを考えるとその辺が気になる。

もう一つは、これもこの委員会の中で私も発言しましたがけれども、ほかの会、東京都にも顔出しをさせていただいているのですが、事務局と委員の距離を感じます。それはなかなか言い切れないという、お役所の立場ですからあるのですが、これがもっと接近できた会にならないか。これは安部委員さんが前回の資料の中に書いてありましたけれども、私も、まさにそのとおりだなというのが1つ。

最後になりますが、今回の委員会で、障害者部会のほうは公募がされなかったのかどう

かな。高齢者部会では公募がされていますよね。障害者部会のほうは公募されなかったのかどうか。

【安部委員】 全体公募でしょう。公募は、部会を指定していませんよね。だから、もう少し人数を増やせばいいですよ。

【月村委員】 以上です。

【丸山委員長】 公募してほしいという趣旨。

【月村委員】 そうです。

【丸山委員長】 そのほかの方で、まだご発言ございましたら。

【安藤委員】 毎回送られてくる議事録を見るたびに、自分が、不確かなことを言っているなと思うのですが、私はだれに向かって話すのかというか、この中でつくっているのかという実感がなかなか持てないまま、最後のほうになって、ここに自分の名前も載るのかと思ったら、急にこれじゃいかんと思いました。

ノーマライゼーションということが、障害者の世界ではずっと言われていますが、それが達成されたわけではありません。それは、今でも重要な課題です。しかしながら、今回は三計画を総合策定するということと、その前段で地域福祉計画が既に策定されている、そういう枠の中でやっているものですから、頭の中が何か自由にならなかった感じがしておりまして、それはやむを得ないというか、しょうがないといえばしょうがないのですが、例えば今までの障害者計画を見直しながら、足りないものは何か、何をやったらいいのか、そういう実態調査とか、そういう現状を精査してそれをもとにつくる作業をすべきだったのではないのかなと思います。

【丸山委員長】 そのほかいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

最後のまとめをさせていただきたいと思います。

それでは、いろいろとご意見まだおありかと思いますが、この議論はここまでにして、この委員会の議論は終わらせていただきます。

【長澤介護保険課長】 それでは、こちらの委員会の答申書ですが、今日の総合策定委員会のご意見等を踏まえまして、最終的には各部会長、それから委員長と調整させていただいて答申とすることをご了解いただきたいということが1点。

それから、市長への答申ですが、3月11日（火曜日）に委員長、副委員長、部会長、副部会長で行うこともあわせてご承認いただければと思っております。

なお、委員各位につきましては最終答申を後日送付させていただく、このような段取り

にさせていただければと思っておりますので、お願いいたします。

【丸山委員長】 以上のように、これから、今日の議論も踏まえて調整したものを部長、副部長で調整させていただきまして、それをもとに市長に提出するということがあります。よろしゅうございましょうか。

では、そうさせていただきます。

それでは、これで委員会が全部終わるわけでありまして、終わりに当たりまして、副委員長からごあいさつをいただきまして終わりにしたいと思います。

【天野副委員長】 皆さん、長い間ご議論、ご検討いただきましてありがとうございます。最後に、まとめにならないかもしれませんが、感想を申し上げさせていただきます。今回、3つの計画と一緒に考えていくというところで、実に私が、高齢者のことは自分が仕事でかかわっているからわかっていたが、障害者の方の計画についてはほとんど何も知らなかったということに気づきました。これは、先程結論というか、どうなさるのかははっきりわからなかったのですが、福祉三計画の共通課題で最後の人材育成のところ、市民一人ひとりが福祉というものについてもっと、自分に直接かかわっていることだけではなくて、広く知っていくということで、特に子供、小さいうちから学校教育においてというようなところを、できましたら共通課題でとても大きなところだろうと思いますので、4の「人材育成」という言葉の中にはそれが十分にはあらわれないので、その表題を、一般市民がもっと賢い市民になれるように働きかけていただくというような意味合いも込めて、表題を変えていただくなり、本来であれば市民がどう賢くならなければいけないか、それを一つの課題として挙げていただきたいなと思いました。

「グループホーム」という言葉一つにしても、私たちがイメージしているものとは、随分違うものなのだろうと思います。全くわからなかったので、もっと早い時期に私たちのほうで「それは何ですか」とお聞きしなければいけなかったのではないかなと思いつつながら、おそらくもっと市民の方たちはこの答申を見てもわからないことがたくさんおありになるだろうと思いますので、多分、行政の方はいつも仕事で見ている言葉なので、何も疑問をお感じにならないで使っているかもしれないかもしれませんが、わかりやすく、誰でもわかるもので、市民が関心を持てるようなものにつくり上げていただきたいなというふうな感想を持ちました。

本当に私は、自分自身とても勉強させていただいたと思っております。どうもありがとうございました。

【丸山委員長】 どうもありがとうございました。

私からも一言つけ加えさせていただきますが、大変熱心に議論したと思っております。そして、草案を自分たちでつくっているわけでありませんものですから、反映するとか、そういう問題については大変難しいところがあったかと思いますが、それにもかかわらず事務局は非常に誠実に対応していただきまして、すべてに検討して資料をつくっていただくというようなことで大変感謝をしたいと思っております。

それから、個人的には、途中から市長に陳情したいという無理まで言いまして、それで、それもセットしていただきまして前進させていただきました。そういう点では大変熱心にしていただいたことについて感謝したいと思いますが、今後ともぜひこういう委員に当事者を登用するなど、適切な委員を選んで、さらにこういう検討をするべきだと思いますので、そういうところもさらにお考えいただけたらと思っております。

また、傍聴の方がいつもたくさん来ておられまして、私ども大変刺激がありましたこともお礼を申し上げたいと思っております。

それでは、皆さんの議論をまとめまして、市長に答申させていただきますので、よろしく願いいたします。どうも大変ご苦労さまでした。

【藤井福祉保健部長】 最後に、事務局からごあいさつをさせていただきます。

この委員会は1月24日に発足しまして、長い間ご論議いただき、委員長をはじめ、ご多忙のところをありがとうございました。また、事務局の不手際が多々あったと思いますが、我慢していただきながらご指導いただきありがとうございました。また、今、意見の中にありましたけれども、今回、三計画を一緒につくるというのは私どもも初めての試みで、これがよかったのかどうかもう一度検討していきたいと思っております。

また、今回の計画は、要するに答申がその後の計画になるということで、その辺でかなり慎重に扱った面があって、その辺の不満が若干出ていたかなと思っておりますけれども、今後、市長の答申の後、これを実施していくということで、先ほど月村さんのご指摘もありましたけれども、組織、人、物、金をどうしていくのか。例えば組織では、こちらが総合化していかなくちゃいけないのかというような話も出てきますけれども、福祉保健部としては、いろいろな制約がありながらも、この計画に沿って誠実に実行に移せるように努力していきたいと思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

了